

第 1 1 5 号議案

足立区営住宅条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 0 年 9 月 2 2 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区営住宅条例の一部を改正する条例

足立区営住宅条例（平成 9 年足立区条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項に次の 1 号を加える。

- （ 5 ） 使用者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

第 5 条第 2 項第 5 号中「被保護者」の次に「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 1 項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成 1 9 年法律第 1 2 7 号）附則第 4 条第 1 項に規定する支援給付を含む。）を受けている者」を加え、同条第 4 項に次の 1 号を加える。

- （ 6 ） 暴力団員でないこと。

第 1 0 条第 2 項中第 6 号を第 7 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

- （ 6 ） 使用者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が、暴力団員でない者

第 1 7 条第 1 項ただし書を削る。

第 2 2 条に次の 1 項を加える。

2 区長は、前項の新たに同居させようとする入居の際の同居者以外の

者が暴力団員であるときは、同項の許可をしてはならない。

第23条に次の1項を加える。

2 区長は、前項の引き続き居住することを希望する使用者と同居していた者が暴力団員であるときは、同項の許可をしてはならない。

第30条第4項中「第22条」を「第22条第1項」に改める。

第36条第1項中第9号を第10号とし、同号の前に次の1号を加える。

(9) 暴力団員であることが判明したとき（同居する者が該当する場合を含む。）。

第37条中「この限りでない」を「、この限りでない」に改める。

第38条の2第1項中第4号を第5号とし、同号の前に次の1号を加える。

(4) 暴力団員でないこと。

第49条の次に次の2条を加える。

(許可等に関する意見聴取)

第49条の2 区長は、第4条の規定による許可をしようとするとき、又は現に区営住宅を使用している者（同居する者を含む。）について、区長が特に必要があると認めるときは、第5条第1項第5号及び第4項第6号、第10条第2項第6号、第22条第2項、第23条第2項、第36条第1項第9号並びに第38条の2第1項第4号に該当する事由の有無について、警視総監の意見を聴くことができる。

(区長への意見)

第49条の3 警視総監は、区営住宅を使用しようとする者（現に同居し、又は同居しようとする者を含む。）又は現に使用している者（同居する者を含む。）について、第5条第1項第5号及び第4項第6号、第10条第2項第6号、第22条第2項、第23条第2項、第36条第1項第9号並びに第38条の2第1項第4号に該当する事由の有無について、区長に対し、意見を述べることができる。

付 則

この条例は、平成20年11月1日から施行する。

(提案理由)

暴力団員の入居等を制限するとともに、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。